## 令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日:令和元年8月1日

自治体名 (福祉事務所名)	東御市 (東御市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値( <u>※)</u> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	77.5%	2.5%
(現在の状況) 1. 先発医薬品を調剤した事情 平成30年6月基金審査分のレセプトから「後発医薬品を調剤しなかった者」を抽出したところ、次の通りであった。 ①患者の意向:5件 ②保険薬局の備蓄:3件 ③後発医薬品なし:1件 ④その他:1件			<対応方針> 被保護者への説明			
			○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明および協力依頼(通年)			
			関係機関への説明			
			<ul><li>○ 生活保護制度における後発医薬品の使用原則化について、引き続き周知するとともに、協力を得られるよう働きかける。</li><li>○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ通知する。</li></ul>			
			薬局における備蓄について			
2. 関係機関への説明の状況 指定医療機関および指定薬局へ使用促進に係る依頼文を送付。 (年1回)			○ 備蓄が少ない薬局等については、問題解消を促す。			
			その他			
<使用促進が進んでいない原因>			<備考>			
○ 適切な服薬	理解が十分に得られて 指導がなされていない。 理解・協力が徹底され	2				
※ 毎年度 809						

※ 毎年度 80%達成を目指す。